

## 千葉県土地家屋調査士会

### 「境界問題相談センターちば」 手続実施規程

#### (目的・用語)

- 第1条** この規程は、「境界問題相談センターちば」規則(以下「規則」という。)第54条の規定に基づき、「境界問題相談センターちば」(以下「本センター」という。)が行う相談及び調停の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

#### (説明) <規則第27条>

- 第2条** 規則第27条第1項により、申立人及び相手方に対して行う説明は、次に掲げる方法によるものとする。
- (1) 申立人に対しては、担当相談員が相談期日において、規則第27条第1項各号に定める事項を記載した書面(以下「説明書面」という。)を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明する。
- (2) 規則第26条第1項ただし書により相談を経ないで申立てをしようとする者に対しては、説明書面を交付し、センター長又はセンター長が指名した運営委員が面談又は電話により説明する。
- (3) 相手方に対しては、センターがあらかじめ規則第31条第1項の通知と共に説明書面を郵送し、運営推進委員が面談又は電話により説明する。
- 2 規則第27条第2項に規定する当事者が説明を受けた旨を記載した書面には、その旨を記載したファクシミリ及び電子メールにより送信された情報を含むものとする。なお、電話により説明をした場合には、その旨及び年月日を記録するものとする。
- 3 第1項第3号の規定による相手方に対する説明は、第1回手続期日の開催前までに必ず行わなければならない。

#### (調停申立書) <規則第28条第2項及び第3項>

- 第3条** 申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 申立人の氏名又は名称及び住所(代理人又は補佐人を定めたときは、その者の資格、氏名及び住所を含む。以下同じ。)

- (2) 相手方の氏名又は名称及び住所
  - (3) 紛争の対象となる土地の所在
  - (4) 調停の申立ての趣旨及び概要
- 2 前項の申立書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 案内図
  - (2) 申立人が所有権の登記名義人の相続人，表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは，これを証する書類
  - (3) 申立人が所有権以外の権利を有する者であるときは，次の各号に掲げるもの。
    - ① 当該権利が登記されているとき 登記事項証明書
    - ② その他のとき 当該権利に係る契約書その他これを証する書類
  - (4) 申立てに係る土地及び相手方の土地の登記事項証明書
- 3 申立書には，前項の書類のほか申立てに係る土地の地図写し，測量図その他の参考となる資料があるときは，これを添付するものとする。

**(申立ての不受理) <規則第 30 条第 2 項>**

- 第 4 条** 申立ての内容が，次の各号のいずれかに該当するときは，受理しないものとする。
- (1) 申立てに係る土地の境界が明らかであるとき
  - (2) 単に構築物等の撤去を求める申立てであるとき
  - (3) 申立人が相手方と紛争の解決についての話し合いその他の交渉をしていないとき
  - (4) その他申立てに係る紛争がその性質上本センターにおける調停に適さないと認められるとき
- 2 申立てを不受理としたときは，受付けた申立書の写しを作成し，原本は申立人へ返還する。

**(運営推進委員の選任)**

- 第 5 条** センター長は，申立てを受理したときは，速やかに当該申立てに係る事件を担当する運営推進委員を選任するものとする。
- 2 前項により選任された運営推進委員は，第 2 条第 1 項第 3 号に規定する説明のほか，調停期日の準備及び期日当日における担当調停員の事務の補助を行う。

**(相手方の確認) <規則第 31 条>**

- 第 6 条** 規則第 31 条第 1 項に規定する相手方に対する確認の通知は、別に定める様式によるものとする。
- 2 前項の通知には、説明書面及び相手方が調停に応ずるときに記載する回答書を同封し、申立ての概要及び当該通知の到達後 2 週間以内に返信を求める旨を記載するものとする。
  - 3 回答書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - (1) 相手方の氏名又は名称及び住所
    - (2) 相手方の境界線についての意見及び主張
  - 4 相手方の応諾の意思の確認は、回答書によるほかファクシミリ、電子メール、電話、面談等で行うことができる。
  - 5 相手方の応諾の意思を電話で確認した場合は、応対した者の氏名を確認し、面談により口頭で確認した場合は、確認した事実及び年月日を記録するものとする。

**(代理人及び補佐人) <規則第 29 条第 1 項及び第 2 項>**

- 第 7 条** 当事者が代理人を定めたときは、センター長は、速やかに代理人の資格を確認し、不適格の代理人であるときは、これを認めないものとする。ただし、センター長は、次に掲げる者を代理人として認めることができる。
- (1) 共有者
  - (2) 申立人が老齢又は心身の状態により代理人を必要とするときであって、申立人が代理人として希望する者
  - (3) 申立人の 3 親等内の親族又は同居の親族
  - (4) その他センター長が調停の円滑な実施のために特に必要と認めた者
- 2 当事者又は代理人が補佐人を定めたときは、センター長は、当該補佐人が申立てに係る事件の事情に特に精通し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者であって、当該補佐人を期日に出席させることが期日進行上有用と認めるときに限り、当該補佐人の出席を許可することができる。

**(担当調停員の選任) <規則第 32 条第 1 項>**

- 第 8 条** 担当調停員の選任は、センター長が、相談・調停員候補者名簿のうちから規則第 16 条第 2 項の規定を踏まえ、申立ての内容等を勘案して行うものとする。
- 2 センター長は、前項の選任に当たっては、相談・調停員候補者本人に、次に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事由の該当の有無

(2) 当事者又はその代理人との面識の有無及び面識がある場合の信頼関係の程度

**(解任の調査等) <規則第 19 条第 2 項>**

**第 9 条** 担当調停員は、選任された後に規則第 17 条第 1 項の規定に該当するおそれがあることとなったときは、直ちにセンター長に申し出なければならない。

2 センター長は、規則第 19 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定により担当調停員を解任するときは、同号に該当するか否かについて、自ら事実関係を調査し、又は担当調停員本人に確認して行うものとする。

**(忌避申出の期限)**

**第 10 条** 規則第 18 条第 3 項の規定によりセンター長が指定する忌避の申出の期限は、当該事由を開示した日から 7 日以内とする。

**(忌避調査委員会) <規則第 18 条第 4 項>**

**第 11 条** 忌避調査委員会は、指名された委員の互選により忌避調査委員長 1 人を置く。

2 忌避調査委員長は、忌避調査委員会の事務を統括し、この規程に定めるもののほか、忌避調査委員会の運営に関し必要な事項を、忌避調査委員会に諮って定める。

3 忌避調査委員会は、調停の公正を妨げるおそれがある事由の有無を調査し、忌避の適否について審議するものとする。

4 忌避調査委員長は、忌避の適否の審議が終了したときは、速やかに、その結果を運営委員会に報告しなければならない。

**(通 知) <規則第 30 条第 5 項ほか>**

**第 12 条** 当事者に対する通知の方法は、規則で配達証明付き郵便によると規定されているものを除き、普通郵便、ファクシミリ、電子メール又は電話により通知するものとし、期日においては口頭によることができる。

2 配達証明付き郵便以外の通知については、通知の内容、通知の相手方及びその日時を記録しなければならない。

**(期日の回数) <規則第 25 条第 1 項及び規則第 34 条第 1 項>**

**第 13 条** 相談期日の回数は、原則として 2 回までとし、1 回について 2 時間を目安とする。

- 2 手続期日の回数は、6回までを目標とし、1回について2時間を目安とする。  
ただし、担当調停員は、和解が成立する見込みがあると認めるときは、手続期日の回数を延長することができる。

**(期日の指定) <規則第34条第1項及び第3項>**

- 第14条** 主任調停員が期日において、次回の期日の指定を口頭で通知するときは、当事者に適宜な方法で記録するよう求めるものとする。
- 2 担当調停員は、期日において一方の当事者の主張を聴取し、その整理を行う必要があると認めるときは、当該一方の当事者のみ出席した状態で期日を開催することができる。
  - 3 前項の規定により一方の当事者の出席で期日を開催したときは、担当調停員は、次回の期日（他方の当事者が出席したものに限る。）において、当該他方の当事者に対し、一方の当事者のみが出席した状態で開催された期日の概要を告げなければならない。

**(手続期日の場所の指定) <規則第34条第2項>**

- 第15条** 担当調停員は、現地検証の必要があると認めるときは、当事者双方の同意を得て、申立てに係る土地又はその近傍地を手続期日の場所に指定することができる。
- 2 担当調停員は、遠距離等の事情によって当事者から要望があったときは、当事者双方の同意を得て、当該要望に配慮した場所を指定して手続期日を開催することができる。

**(期日の通知) <規則第38条>**

- 第16条** 当事者に対する手続期日を指定する通知は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は電話により通知するものとする。この場合において、電話により通知をするときは、通話の相手方の氏名及び当事者との関係を確認して、その事実を記録しなければならない。

**(調停の進め方) <規則第35条第1項及び規則第32条第6項>**

- 第17条** 担当調停員は、手続期日において、申立書及び規則第35条第1項により相手方が提出した書面その他事前に提出された資料を参考にして調停を進めるものとする。
- 2 手続期日における主張は、書面又は口頭によるものとし、担当調停員は、当事者の主張を聞き、自発的な紛争解決へ導くよう努めるものとする。
  - 3 担当調停員は、その解決に登記手続を必要とする事件にあつては、和解後の

登記手続に対処できる内容で調停を進めるよう努めるものとする。

**(傍聴の許可) <規則第 20 条第 1 項>**

**第 18 条** 規則第 20 条第 1 項ただし書により傍聴が許される者は、第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

**(利害関係人の参加) <規則第 39 条第 1 項>**

**第 19 条** 規則第 39 条第 1 項により、調停期日に参加できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申立てに係る土地又は相手方の土地について、抵当権その他所有権以外の権利を設定している者
- (2) 当事者の相続人その他の一般承継人となる権利を有する者
- (3) その他前二号に準ずる者として担当調停員が認める者

**(鑑定実施員等の選任) <規則第 21 条第 4 項>**

**第 20 条** センター長は、規則第 21 条第 4 項により、事件を担当する鑑定実施員等を指名する際は、規則第 21 条第 3 項に規定する名簿のうちから、事件の内容及び納期等を勘案して行うものとする。

**(期日調書) <規則第 25 条第 3 項及び規則第 36 条各項>**

**第 21 条** 期日調書は、別に定める様式により手続期日を記録して作成する。

**(申立ての取下げ及び終了の申出) <規則第 41 条第 2 項>**

**第 22 条** 調停取下書又は調停終了申出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 紛争の対象となる土地の所在
- (3) 申立てを取下げる理由又は終了を申し出る理由

**(和解が成立する見込みがない場合) <規則第 42 条第 1 項>**

**第 23 条** 担当調停員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、和解が成立する見込みがないものと判断して、速やかに、調停を終了させるものとする。

- (1) 一方の当事者が正当な理由なく手続期日に 3 回又は 2 回以上連続して欠席したとき。
- (2) 一方の当事者が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
- (3) 一方の当事者が担当調停員の指揮に従わないため、調停の実施が困難で

あると担当調停員が判断したとき。

- (4) 直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、紛争の性質や当事者のおかれた立場にかんがみ、調停を続行することが、当事者に対して、和解が成立することにより期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があると担当調停員が判断したとき。
- (5) その他調停によっては和解が成立する見込みがないと担当調停員が判断したとき。

#### (相談申出書) <規則第 23 条第 2 項>

**第 24 条** 境界問題相談申出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所
  - (2) 相談の対象となる土地の所在
  - (3) 相談の申出の趣旨及び概要
- 2 前項の申出書には、相談に係る土地の地図写し、測量図その他の参考となる資料があるときは、これを添付するものとする。
  - 3 所有権の登記名義人、表題部所有者及びその相続人、その他の一般承継人から申し出るときは、これを証する書類等を添付するものとする。
  - 4 所有権以外の権利を有する者から相談を申し出るときは、当該権利が登記されているときは登記事項証明書を、その他のときは当該権利に係る契約書等を添付するものとする。

#### (弁護士の助言) <規則第 24 条第 2 項ただし書>

**第 25 条** 相談期日に弁護士が出席できない場合には、弁護士の所在を明確にし、法令の解釈適用に関する専門的知識について、直ちに、電話又はファクシミリ等によって確認が取れるよう措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による措置を講ずる場合には、期日前に担当する弁護士と打合せを行い、法令の解釈適用に関する専門的知識の範囲を明確に定めておくものとする。

#### (相談に関する準用)

**第 26 条** この規程に定める事項は、相談の実施について必要な事項について準用する。

#### (規程に定めのない事項) <規則第 8 条第 7 項>

**第 27 条** この規程に定めるもののほか、調停の実施に当たって必要な事項は、運営委員会の決するところによる。

(規程の改廃) <規則第 54 条>

第 28 条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日 から施行する。

(平成 19 年 9 月 4 日 運営委員会承認)

(平成 19 年 9 月 19 日 理事会承認)

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 23 日 から施行する。

(平成 21 年 2 月 23 日 運営委員会承認)